

東大和市特定事業主行動計画（第4期）に基づく取組状況等の公表（令和6年度）

東大和市では、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、東大和市特定事業主行動計画を策定しています。

今般、計画目標の進捗状況等について公表します。

1 計画目標の進捗状況

目標1 制度等の周知

目標	出産・子育てに関する休暇等の制度や経済的な支援措置について理解しやすく取りまとめ、情報提供できるようにする。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・職員課・共済組合・互助会への提出書類等をまとめ、対象者に配布している。 ・新規採用職員研修等において、各種休暇制度の周知を図った。

目標2 出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率

項目	目標値	R5年度	R4年度	R3年度
出産支援休暇取得率	100%	80.0%	70.6%	100.0%
育児参加休暇取得率	100%	26.7%	52.9%	80.0%

目標3 育児休業の取得率等

	目標値		R5年度		R4年度		R3年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
取得率	50%	100%	80.0%	100%	58.8%	100%	30.0%	100%
取得日数	14日	—	149.1日	666.3日	31.2日	586.1日	30.7日	738.8日

目標4 年次有給休暇の取得日数

項目	目標値	R5年	R4年	R3年
平均取得日数	14日	14.6日	12.2日	13.0日

目標5 管理職等における女性割合（各年度4月1日現在）

項目	目標値	R6年度	R5年度	R4年度
管理職の女性割合	14%	13.8%	14.0%	15.8%
係長職の女性割合	25%	14.4%	17.1%	16.5%

2 女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

(1) 採用した職員の女性割合 (令和5年度)

男性	女性	計	女性割合
8人	5人	13人	38.5%

(内閣府令第6条第1項第1号イ)

(2) 採用試験(第1次試験)受験者の女性割合 (令和5年度採用)

男性	女性	計	女性割合
127人	101人	228人	44.3%

(内閣府令第6条第1項第1号ロ)

(3) 職員の女性割合 (令和6年4月1日現在)

男性	女性	計	女性割合
286人	163人	449人	36.3%

(内閣府令第6条第1項第1号ハ)

(4) 職員の男女別の継続勤務年数 (令和6年3月31日時点)

男性	女性	全体
18年1月	18年4月	18年2月

(内閣府令第6条第1項第2号イ)

(5) 約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合 (令和6年3月31日時点)

男性	女性	全体
61.8%	86.67%	73.4%

(内閣府令第6条第1項第2号イ)

(6) 男女別の育児休業取得率 (令和5年度)

	男性	女性
対象者	15人	13人
取得者	12人	13人
取得率	80.0%	100%
平均取得日数	149.08日	666.31日

(内閣府令第6条第1項第2号ロ)

(7) 男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇取得率 (令和5年度)

	出産支援休暇	育児参加休暇
対象者	15人	15人
取得者	12人	4人
取得率	80.0%	26.7%

(内閣府令第6条第1項第2号ハ)

※ 出産支援休暇…男性職員が、その配偶者の出産にあたり子の養育その他家事等を行うための休暇

育児参加休暇…男性職員が、配偶者の産前産後の期間中に、出産に係る子又は上の子(小学校就学前)の養育等を行うことで、配偶者の負担軽減を図るとともに、育児に参加するための休暇

(8) 職員1人当たりの月平均時間外勤務時間 (令和5年度)

12.5 時間

(内閣府令第6条第1項第2号ニ(1))

(9) 年次有給休暇平均取得日数 (令和5年)

14.6 日

(内閣府令第6条第1項第2号ヘ)

(10) 各役職段階別の女性割合 (令和6年4月1日現在)

役職	男性	女性	計	女性割合	
部長	9人	3人	12人	25.0%	13.8%
課長	41人	5人	46人	10.9%	
係長	89人	15人	104人	14.4%	
主任	84人	64人	148人	43.2%	
主事	63人	76人	139人	54.7%	
計	286人	163人	449人	36.3%	

(内閣府令第6条第1項第2号ニ及びホ)

(11) 職員の給与の男女の差異

ア 全職員に係る情報

職員区分	男女の賃金の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.3%
全職員	61.7%

付記事項

- ・対象期間：令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
- ・任期の定めのない常勤職員：派遣職員、休職者等を除く
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員：週の所定勤務時間30時間未満を除く

イ 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(ア) 役職段階別

役職段階	男女の賃金の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・参事	97.1%
課長・副参事	97.0%
係長・主査	102.4%

(イ) 勤続年数別

勤続年数	男女の賃金の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.7%
31～35年	88.5%
26～30年	93.7%
21～25年	83.7%
16～20年	86.9%
11～15年	78.8%
6～10年	94.7%
1～5年	93.2%